別表第六

（生命保険会社の場合）

予定利率の区分	リスク係数
0.0%を超え1.5%以下の部分	0.01
1.5%を超え2.0%以下の部分	0.2
2.0%を超え2.5%以下の部分	0.8
2.5%を超える部分	1.0

（損害保険会社の場合）

予定利率の区分	リスク係数
0.0%を超え1.0%以下の部分	0.09
1.0%を超え2.0%以下の部分	0.3
2.0%を超え3.0%以下の部分	0.6
3.0%を超え6.0%以下の部分	0.8
6.0%を超える部分	0.9

別表第六の一の項目１．を次のように改める。

１．標準的方式

⑴　最低保証リスク相当額は、次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額とする。

イ　資産価格下落後の責任準備金の額（原則として法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された商品区分ごとに、次の①から④までに定める手順に基づき算出した額をいう。）

①　次に掲げる区分に応じたリスク対象資産の額から、別表第七の二の区分によるそれぞれの対象取引残高の欄に掲げる額（別表第七の二によりリスクヘッジの有効性が確認できたものに限る。）を控除した残高に、次の表に掲げる区分に応じた下落率をそれぞれ乗じた額の合計額を算出する。

リスク対象資産	下落率
国内株式	20%
邦貨建債券	2％
外国株式	10%
外貨建債券、外貨建貸付金等	1％
為替リスクを含むもの	10%

②　上記①に掲げる額から、その額に次に掲げる算式により計算した分散投資効果係数を乗じた額を控除する。

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^{5}\sum_{j=1}^{5} X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^{5} X_i \delta_i}$$

Ｘ　リスク対象資産の構成割合（当該リスク対象資産に係るリスク対象資産相当額が、すべてのリスク対象資産についてリスク対象資産相当額を合計した額に占める割合をいう。）

δ　上記①に掲げる下落率

ρ_{ij}　次の表に掲げるリスク対象資産ｉとｊの下落率の相関係数

ρ_{ij}		リスク対象資産ｊ				
		１　国内株式	２　外国株式	３　邦貨建債券	４　外貨建債券・外貨建貸付金等	５　為替リスクを含むもの
リスク対象資産ｉ	１　国内株式	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00
	２　外国株式	0.50	1.00	0.00	0.00	0.00
	３　邦貨建債券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.00
	４　外貨建債券・外貨建貸付金等	0.00	0.00	0.50	1.00	0.00
	５　為替リスクを含むもの	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

③　上記②により算出した額を特別勘定資産の額の合計額で除した率を算出する。

④　上記③により算出した率に基づき資産下落が生じたとした場合の、一般勘定における最低保証に係る責任準備金の額を算出する。

ロ　法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に基づき算出された一般勘定における最低保証に係る責任準備金の額

⑵　最低保証に係る責任準備金の変動をヘッジするための取引を一般勘定において実施した場合には、当該リスクヘッジの対象となる最低保証リスクに対応する特別勘定のリスク対象資産の額までに限り、価格変動等リスク相当額の計算においてリスクヘッジ効果を反映することができる。ただし、その場合には、最低保証リスク相当額の計算においてリスクヘッジ効果を重複してはならない。

⑶　平成17年３月以前に締結した契約であって⑴の方法により計算することが困難な保険契約については、次に掲げる区分に応じてリスク対象金額にリスク係数を乗じて得た額の合計額とすることができる。

区　　分	リ　ス　ク　対　象　金　額	リスク係数
最低死亡保険金保証	最低死亡保険金額（ただし、一時払い以外の変額年金保険契約で最低死亡保険金額が定められている場合又は変額保険契約の場合は、保険料の払込回数や経過年数等に応じ、その時点で必要となる金額（以下「予定責任準備金」という。））	0.02
最低年金原資保証	最低年金原資金額（ただし、一時払い以外の保険契約の場合は、予定責任準備金とする。）	0.02